

指定管理者募集に係る質問に対する回答（中区を除く全区民文化センター）

No.	資料	項	質 問	回 答
1	応募要領	6 指定管理料に関する事項（2）前納利用料金	「次期指定期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。」とあり、最終年度より前の年度に収納した次期指定期間の施設等使用に係る前納利用料金は新しい指定管理者に引き継がないと読み取れますが、この取扱いについてご教示願います。	前納利用料金は、次期指定管理者に引き継ぐこととしています。 したがって、最終年度より前の年度に収納した前納利用料金についても、次期指定管理者に引き継ぎます。
2	応募要領	12 その他留意事項	（8）では「提出書類の著作権は申請者に帰属します。」とあり、（9）では「広島市の公文書になる」と記載されていますが、（9）での情報公開の可否は申請者の意向を反映させることができますか。	（9）に記載のとおり、提出書類は広島市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されるため、情報公開の可否について申請者の意向を反映させることはできませんが、個人に関する情報や申請者の営業活動上のノウハウに関する情報等に該当し、不開示情報と判断される場合は開示しません。その不開示情報の判断にあたっては、申請者に対して確認をすることがあります。
3	応募要領別紙1		指定管理者候補者の応募を複数施設（広島市区民文化センター、広島市まちづくり市民交流プラザ）に行う予定であるが、申請者に関する書類のうち、次の書類は1通を本書として提出し、残りは写しを添付することにより替えてもよいか。 ③ 法人の登記事項証明書 ⑦ 広島市税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書 ⑧ 法人税と消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	複数の広島市区民文化センターに応募する場合には、いずれかの区民文化センターの申請書類で③、⑦及び⑧に規定する書類の原本が確認できれば、残る区民文化センターの申請書類は原本の写しでも差し支えありません。
4	仕様書	2 指定管理者が行う業務の範囲（3）特別設備の設置の許可	使用許可をした施設内に設置しようとする場合のみの権限という認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書	2 指定管理者が行う業務の範囲（5）緊急時の対応	「広島市等が本施設を避難場所として使用するときは、その指示に従うこと。」とありますが、この「広島市等」とは広島市以外にどのような団体を想	「広島市等」には、広島市以外に周辺自治体を想定しています。 ただし、周辺自治体が使用を希望する場合であっても、開設の判断は

			定されていますか。またこの場合、広島市災害対策本部以外から避難場所としての使用要請がありますか。	広島市で行うため、広島市以外から指定管理者に対して開設の要請をすることはありません。
6	仕様書	2 指定管理者が行う業務の範囲（6）施設及び設備等の維持管理	各施設・設備点検業者から経年劣化や陳腐化により性能・能力の維持が非常に困難と指摘され、大規模修繕（修繕費用100万円以上）を必要とする施設・設備がある現在の状況下で、当該施設・設備等の故障・不具合等により利用者に損害を与えた場合、指定管理者は「施設・設備の維持管理の不備」を問われ、賠償責任を負うことになるのでしょうか。	施設・設備の維持管理の不備により利用者の財物等に与えた損害や主催者に対して正常な機能を提供できなかった場合の損害については、原則として指定管理者が賠償することになりますが（仕様書 2：施設等整備不備による損害賠償）、その他、これによることが適切でないと認められる場合には、別途協議の上、決定します。
7	仕様書	2 指定管理者が行う業務の範囲（8）利用料金の収受等	減免基準の②について、当該施設と関連をもたない団体（例えば広島市立のスポーツセンターの指定管理者）であっても「広島市の指定管理者」であれば減免の対象になるのでしょうか。	広島市の公の施設を管理する指定管理者であっても、当該施設と関連をもたない施設の管理者である場合には、広島市として減免対象とすることは求めません。 ただし、各指定管理者が定める審査基準において、当該施設と関連をもたない広島市の施設の指定管理者を減免対象に含めることを妨げるものではありません。
8	仕様書	4 リスク分担	「物価の変動」「需要の変動」は指定管理者のリスク分担となっていますが、世界情勢の不安定な状況下における現在では、物価や人件費が5年前と比べ高い上昇率となっており、今後もさらなる上昇が見込まれます。こうした物価変動リスクや予想される人件費の上昇等をどのように見込まれて指定管理料の上限額を算定されているのかご教示願います。また、「一定程度の物価上昇を見込んだ額」（応募要領4ページ、8行目）を大幅に上回った場合の対応についてご教示願います。	指定管理料の上限額設定における物価や人件費については、日本銀行が「物価安定の目標」を消費者物価の前年比上昇率を2%と定めていることや、昨今の物価上昇の状況を踏まえ、毎年度2%の上昇を見込んでいます。 また、社会経済情勢の変化などにより、「一定程度の物価上昇を見込んだ額」を大幅に上回った場合は、指定管理者の選定時に予見できる範囲を超えるものかを検討の上、追加措置等を行うかどうかを判断します。
9	仕様書	6 職員配置、研修等 （1）職員配置	ホール等の利用に伴い「ホール管理担当者2名を標準配置すること。」とありますが、ホール等の利用がある場合、「(ア) 管理事務室 e」に記載の「ホール管理担当者」とは別に、ホールに2名の配置が必要という認識でよいでしょうか。 また、ホールの他にスタジオがある施設において、ホールとスタジオの利用が同時にある場合、管理事務室、ホール及びスタジオに、ホール管理担当者の配置が何人必要となるのかご教示	ホールにおける人員配置については、ホールの利用がある場合に限り、管理事務室に配置されるホール管理担当者とは別にホール管理担当者2名を標準とします。 なお、ホールの他にスタジオがある施設において、ホールとスタジオの同時利用がある場合は、上記の配置に加えて、ホール等の状況を鑑み、利用に支障が生じないように必要に応じた人数を配置してください。

			願います。	
10	仕様書	7 管理運営に関連して指定管理者が行う業務（5）広島市が実施する業務への協力	次のとおりの認識でよいでしょうか。 ①「広島市の新たな施策、規定改正、調査、施設の現状変更」への協力については、通常の指定管理業務の範囲内である。 ②各「区役所が主催するイベントの実施等」への協力については、当該イベントに係る使用許可施設かつ指定管理業務の範囲内であり、休日出勤や時間外勤務等の経費が発生する内容の要請はない。	①については、お見込みのとおりです。なお、どの程度の協力を業務に含めるのかは、案件発生時に個別に協議します。 ②についても、基本的な考え方はお見込みのとおりです。 ただし、区によって協力を求めるイベント数やイベント内容等が異なるため、具体的な協力内容については各区地域起こし推進課との協議に基づき決定します。
11	仕様書	7 管理運営に関連して指定管理者が行う業務（6）負担経費の計算・預り・支払い	「全体共用部分にかかる修繕費」について、年度当初から予算措置されていない修繕実施に当たり図書館との協議は必要ですか。	年度当初から予算措置されていない「全体共用部分にかかる修繕」を行うにあたっては、通常の管理と同様に、図書館と十分な協議を行ってください。